

厚生労働省北海道労働局発表
令和2年9月30日

担 当	厚生労働省
	北海道労働局労働基準部安全課
	安全課長 石川 和男
	主任安全専門官 尾張 裕一 電話：011-709-2311(内線 3551)

「建設工事追い込み期労働災害防止運動」を展開します。

～運動取組期間 10月1日～12月31日まで～

北海道労働局（局長 うえだ くにお 上田 国土）では、例年建設工事追い込み期に当たる10月から12月に死亡災害が多発する傾向にあることから、三大災害（墜落・転落、建設機械、崩壊・倒壊）、火災、交通労働災害の防止を重点事項として、以下のとおり「建設工事追い込み期労働災害防止運動」を展開します。

また、特に10月25日から10月31日までを「建設安全週間」と定め、各事業場の自主的な労働災害防止運動の活性化を図ります。

1 取組期間

令和2年10月1日～12月31日

2 主唱者

厚生労働省北海道労働局及び各労働基準監督署（支署）

3 協賛者（順不同）

- ・建設工事発注機関連絡協議会
- ・建設業労働災害防止協会北海道支部
- ・一般社団法人北海道建設業協会
- ・一般社団法人日本建設業連合会北海道支部
- ・建設産業専門団体北海道地区連合会
- ・一般社団法人北海道建築工事業組合連合会
- ・職業訓練法人札幌市建築業組合
- ・一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会
- ・一般社団法人プレハブ建築協会
- ・公益社団法人建設荷役車両安全技術協会北海道支部

4 実施事項

別紙「建設工事追い込み期労働災害防止運動実施要綱」のとおりに取組を展開します。

【参考資料】

- 1 建設工事追い込み期労働災害防止運動リーフレット
- 2 建設工事追い込み期労働災害防止運動 懸垂幕(又は看板)(例)
- 3 安全宣言(例)
- 4 「懸垂幕(看板)」設置及び「安全宣言」掲示の取組実施要領

建設工事追い込み期労働災害防止運動実施要綱

(取組期間 令和2年10月1日～12月31日)

厚生労働省北海道労働局

建設業における8月末現在(未確定値)の死亡者数は、昨年の11人から7人と4人減少していますが、全国的に見るとワーストワンの状況となっています。

死亡労働災害を事故の型別でみると「墜落・転落」が3人と最も多く、次に「はさまれ、巻き込まれ」が2人、「激突され」「交通事故」がそれぞれ1人となっています。

建設業の労働災害は、例年追い込み期に当たる10月から12月に多発する傾向にあり、同時期の過去5年間の死亡者数を都道府県労働局別で比較すると、北海道が突出しています。

これから迎える建設工事の追い込み期に、墜落・転落災害防止を最重点に、重機等災害、崩壊・倒壊災害、交通労働災害、急性中毒、火災の各防止対策を重点実施事項として、本年度も「建設工事追い込み期労働災害防止運動」を展開します。

なお、10月25日から10月31日までを「建設安全週間」と定め、この期間に「建設工事パトロール点検表」を使用した「建設工事パトロール」の実施等に取り組みます。

1 取組期間

令和2年10月1日から令和2年12月31日まで

2 主唱者

厚生労働省北海道労働局及び北海道内の各労働基準監督署(支署)

3 協賛者(順不同)

建設工事発注機関連絡協議会、建設業労働災害防止協会北海道支部、一般社団法人北海道建設業協会、一般社団法人日本建設業連合会北海道支部、建設産業専門団体北海道地区連合会、一般社団法人北海道建築工事業組合連合会、職業訓練法人札幌市建築業組合、一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会、一般社団法人プレハブ建築協会、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会北海道支部

4 実施者

建設業関係各事業場(工事現場)

5 主唱者、協賛者の実施事項

- (1) 当該運動を連携して進めるための情報の共有を図る。
- (2) リーフレット「建設工事追い込み期労働災害防止運動」により広報を行う。
- (3) 建設工事追い込み期労働災害防止運動の「安全宣言」の作成、周知を行う。
- (4) 建設工事パトロールを実施する。
- (5) 地域事業者団体等主催の労働災害防止大会等に協力する。
- (6) 事業場(工事現場)の実施事項について指導援助する。
- (7) 全道17の労働基準監督署(支署)による、重点的な監督指導、個別指導、集団指導等を実施する。
特に、「建設安全週間」に集中した取組を実施する。
- (8) 主唱者は建設工事発注機関に対し協力を依頼する。
- (9) 各種行事の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に特に配慮する。

6 実施者(建設業関係各事業場(工事現場))の実施事項

- (1) 全般的事項
 - ア 経営トップによる安全パトロールの実施(建設安全週間期間中)
 - イ 現場責任者による巡視・点検の励行
 - ウ 全ての店社及び現場に、建設工事追い込み期労働災害防止運動の「懸垂幕(看板)」、「安全宣言」の掲示又は設置を行う。
 - エ 「建設工事追い込み期労働災害防止運動」シールの保護帽への貼付などによる作業者の安全意識の向上を図る。
- (2) 災害の特性に応じた労働災害防止対策(重点実施事項)
 - ア 墜落・転落災害防止対策
 - (ア) 開口部の養生、危険箇所の表示
 - (イ) 作業床の設置、手すり及び中さん等の設置
 - (ウ) 手すり先行工法等の「より安全な措置」の採用
 - (エ) 作業主任者の選任、職務の励行
 - (オ) 防網の設置、要求性能墜落制止用器具取付設備の設置
 - (カ) 要求性能墜落制止用器具の着用促進

イ 重機等災害防止対策

(ア) 車両系建設機械

- a 作業計画の作成(種類及び能力、運行経路、作業指揮者の選任、作業方法)
- b 立入禁止区域の明確化
- c 誘導者の配置による転落・接触防止
- d 主たる用途以外の使用制限

(イ) 移動式クレーン

- a 作業計画の作成(作業方法、転倒防止、労働者の配置及び指揮の系統)
- b 過負荷の制限
- c アウトリガーの最大張出
- d 適正な玉掛用具の使用
- e 安全装置の有効使用

ウ 崩壊・倒壊災害防止対策

(ア) 土砂崩壊

- a 安定勾配の確保又は土止支保工の設置
- b 作業開始前の地山の点検
- c 作業主任者の選任、職務の励行
- d 作業手順に基づく安全作業
- e 現場責任者による巡視・点検の励行
- f 構築物・仮設物の倒壊
 - 作業計画の作成
 - 作業手順の確立
 - 避難場所の確保
 - 作業構台・足場の最大積載荷重の表示と周知

エ 交通労働災害防止対策

(ア) 路面状況にあった安全な速度での走行

(イ) 工事現場における第三者車両からの被害防止

- a 第三者車両への「工事中」注意喚起標識の設置
- b 交通誘導者の配置
- c バリケードの設置

(ウ) 交通労働災害防止のためのガイドラインの遵守

(イ) 交通ヒヤリマップを作成し、安全運転教育に活用

(オ) 運転者の運転業務以外の業務の軽減

(カ) 過労運転の防止

(キ) 停車時における逸走防止のため「輪止め」及び「サイドブレーキ等」の確実な措置

オ 急性中毒等予防対策

(ア) 一酸化炭素

- a 屋内での内燃機関の使用禁止
- b やむを得ず屋内で内燃機関及び練炭コンロ等を使用する場合、
 - ・随時測定、監視(作業開始前、作業中等)
 - ・リスクアセスメントの実施

(イ) 有機溶剤

- a 換気装置の使用
- b 送気マスク、防毒マスクの使用
- c 作業主任者の選任と職務の励行
- d SDS(安全データシート)を活用したリスクアセスメントの実施

(ウ) 酸欠・硫化水素

- a 作業開始前の酸素濃度及び硫化水素濃度の測定
- b 作業場所の酸素濃度を18%以上、硫化水素濃度を10ppm以下となるよう換気の実施
- c 作業主任者の選任、職務の励行
- d 安全衛生教育の実施
- e 元請事業者の下請事業者に対する指導援助

カ 火災防止対策

(ア) 火気の取扱い管理の徹底

(イ) 易燃性の物等の近傍での火気の使用禁止

建設工事追い込み期労働災害防止運動

参考1

令和2年10月1日～12月31日(建設安全週間10月25日～10月31日)

STOP! 労働災害 **リスクアセスメントを実施しよう!**

建設工事追い込み期労働災害防止運動実施要綱(抜粋)

建設業における8月末現在(未確定値)の死亡者数は、昨年の11人から7人と4人減少していますが、全国的に見るとワーストワンの状況となっています。

死亡労働災害を事故の型別で見ると「墜落、転落」が3人と最も多く、次に「はさまれ、巻き込まれ」が2人、「激突され」「交通事故」がそれぞれ1人となっています。

建設業の労働災害は、例年追い込み期に当たる10月から12月に多発する傾向にあり、同時期の過去5年間の死亡者数を都道府県労働局別で比較すると、北海道が突出しています。

これから迎える建設工事の追い込み期に、墜落・転落災害防止を最重点に、重機等災害、崩壊・倒壊災害、交通労働災害、急性中毒、火災の各防止対策を重点実施事項として、本年度も「建設工事追い込み期労働災害防止運動」を展開します。

なお、10月25日から10月31日までを「**建設安全週間**」と定め、この期間に「建設工事パトロール点検表」を使用した「建設工事パトロール」の実施等に取り組みます。

- 取組期間: 令和2年10月1日～12月31日(建設安全週間: 10月25日～10月31日)
- 主唱者: 厚生労働省北海道労働局及び各労働基準監督署(支署)
- 協賛者: 建設工事発注機関連絡協議会、建設業労働災害防止協会北海道支部、一般社団法人北海道建設業協会、一般社団法人日本建設業連合会北海道支部、建設産業専門団体北海道地区連合会、一般社団法人北海道建築工事業組合連合会、職業訓練法人札幌市建築業組合、一般社団法人日本ツーパイフォー建築協会、一般社団法人プレハブ建築協会、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会北海道支部
- 実施者: 建設業関係各事業場(工事現場)

運動期間中に事業場取り組むべき内容(重点実施事項等)

墜落・転落災害防止対策

ア 開口部の養生、危険箇所の表示
 イ 作業床の設置、手すり及び中さん等の設置
 ウ 手すり先行工法等の「より安全な措置」の採用
 エ 作業主任者の選任、職務の励行
 オ 防網の設置、要求性能墜落制止用器具の取付設備の設置
 カ 要求性能墜落制止用器具の使用

交通労働災害防止

ア 路面状況にあった安全な速度での走行
 イ 工事現場における第三者車両からの被害防止
 (ア) 第三者車両への「工事中」注意喚起標識の設置
 (イ) 交通誘導者の配置
 (ウ) バリゲートの設置
 ウ 交通労働災害防止のためのガイドラインの遵守
 エ 交通ヒヤリマップを作成し、安全運転教育に活用
 オ 運転者の運転業務以外の業務の軽減
 カ 過労運転の防止

重機災害防止対策

ア 車両系建設機械
 (ア) 作業計画の作成(種類及び能力、運行経路、作業方法)
 (イ) 立入禁止区域の明確化
 (ウ) 誘導者の配置による転落・接触防止
 (エ) 主たる用途以外の使用制限
 イ 移動式クレーン
 (ア) 作業計画の作成(作業方法、転倒防止、労働者の配置及び指揮の系統)
 (イ) 過負荷の制限
 (ウ) アウトリガーの最大張出
 (エ) 適正な玉掛用具の使用
 (オ) 安全装置の有効使用

急性中毒等予防対策

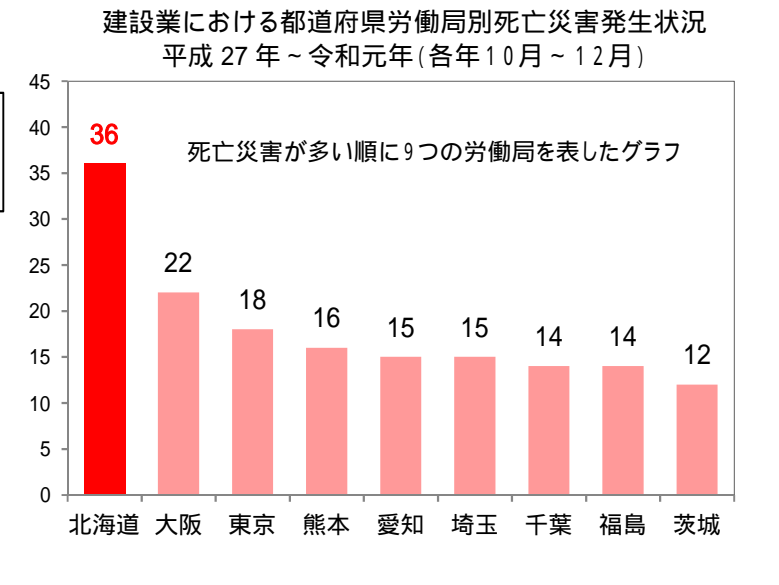
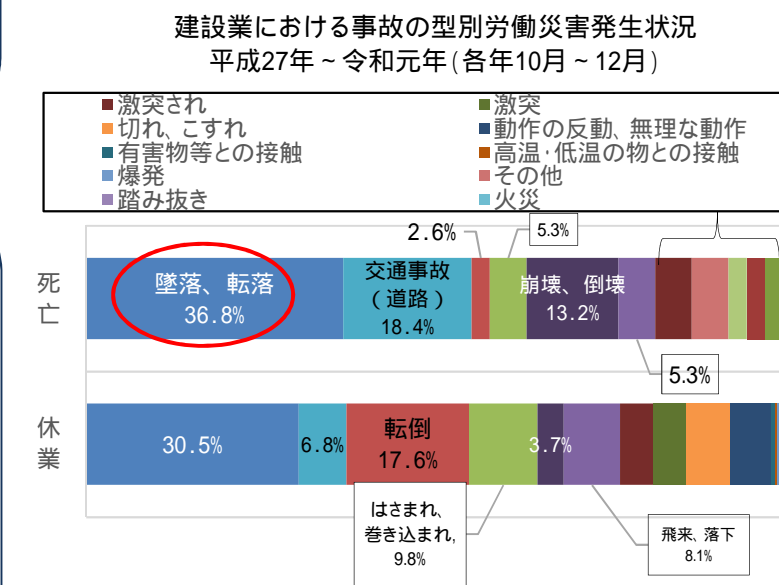
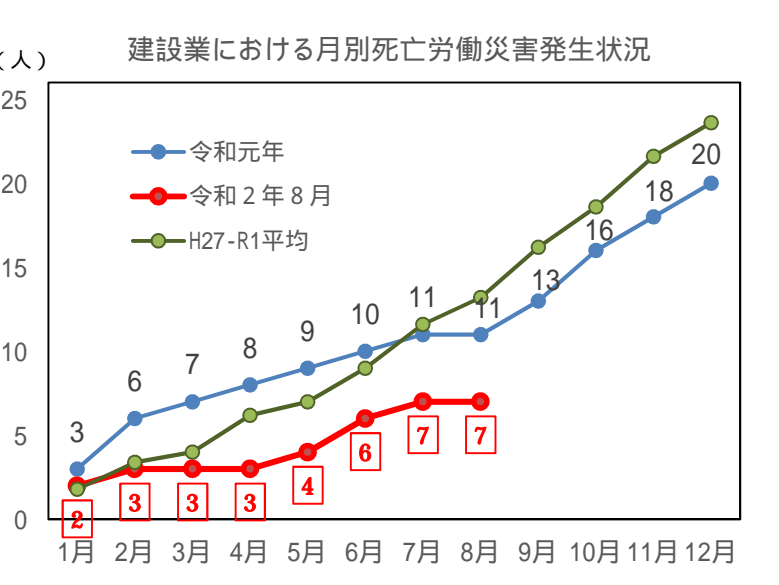
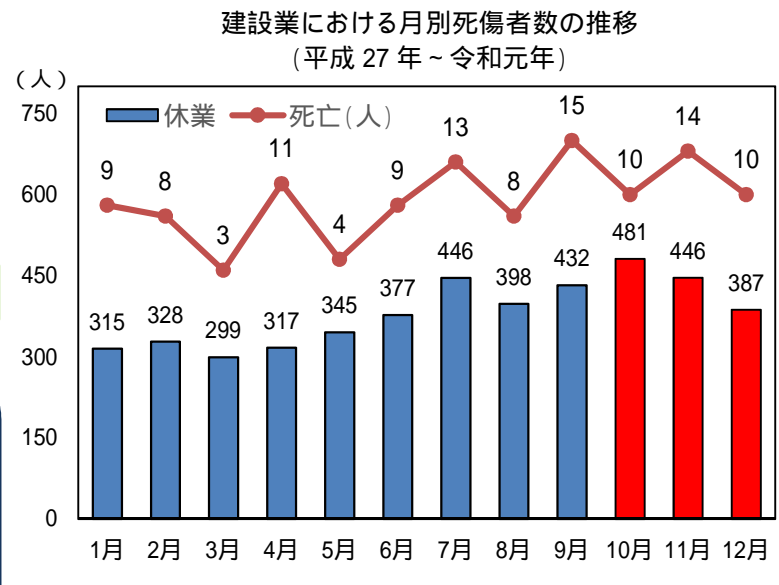
ア 一酸化炭素
 (ア) 屋内での内燃機関の使用禁止
 (イ) やむを得ず屋内で内燃機関及び練炭コンロ等を使用する場合、
 ・ 随時測定、監視(作業開始前、作業中等)
 ・ リスクアセスメントの実施
 イ 有機溶剤
 (ア) 換気装置の使用
 (イ) 送気マスク、防毒マスクの使用
 (ウ) SDS(安全データシート)を活用し、リスクアセスメントの実施
 ウ 酸欠・硫化水素
 (ア) 作業開始前の酸素濃度及び硫化水素濃度の測定
 (イ) 作業場所の酸素濃度を18%以上、硫化水素濃度を10ppm以下となるよう換気
 (ウ) 作業主任者の選任
 (エ) 安全衛生教育の実施
 (オ) 元請事業者の下請事業者に対する指導援助

崩壊・倒壊災害防止対策

ア 土砂崩壊
 (ア) 安定勾配の確保又は土止支保工の設置
 (イ) 作業開始前の地山の点検
 (ウ) 作業主任者の直接指揮
 (エ) 作業手順に基づく安全作業
 (オ) 現場責任者による巡視・点検の励行
 イ 構築物・仮設物等の倒壊
 (ア) 作業計画の作成
 (イ) 作業手順の確立
 (ウ) 避難場所の確保
 (エ) 作業構台・足場の最大積載荷重の表示と周知

火災防止対策

ア 火気の手配管理の徹底
 イ 可燃性のものの近傍での火気の使用禁止



建設業関係各事業場(工事現場)の皆様には、次の事項の取組の徹底をお願いします。

- 【重点実施事項】**
- 墜落・転落災害防止対策
 - 重機災害防止対策(車両系建設機械、移動式クレーン)
 - 崩壊・倒壊災害防止対策(土砂崩壊、構築物・仮設物等の倒壊)
 - 交通労働災害防止対策
 - 急性中毒等予防対策(一酸化炭素、有機溶剤、酸欠・硫化水素)
 - 火災防止対策

各取組にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じましょう

13次防
推進中!

建設工事追い込み期労働災害防止運動 取組中!

(令和2年10月1日~12月31日)

Safety First! 『安全は何よりも優先する』

安全宣言

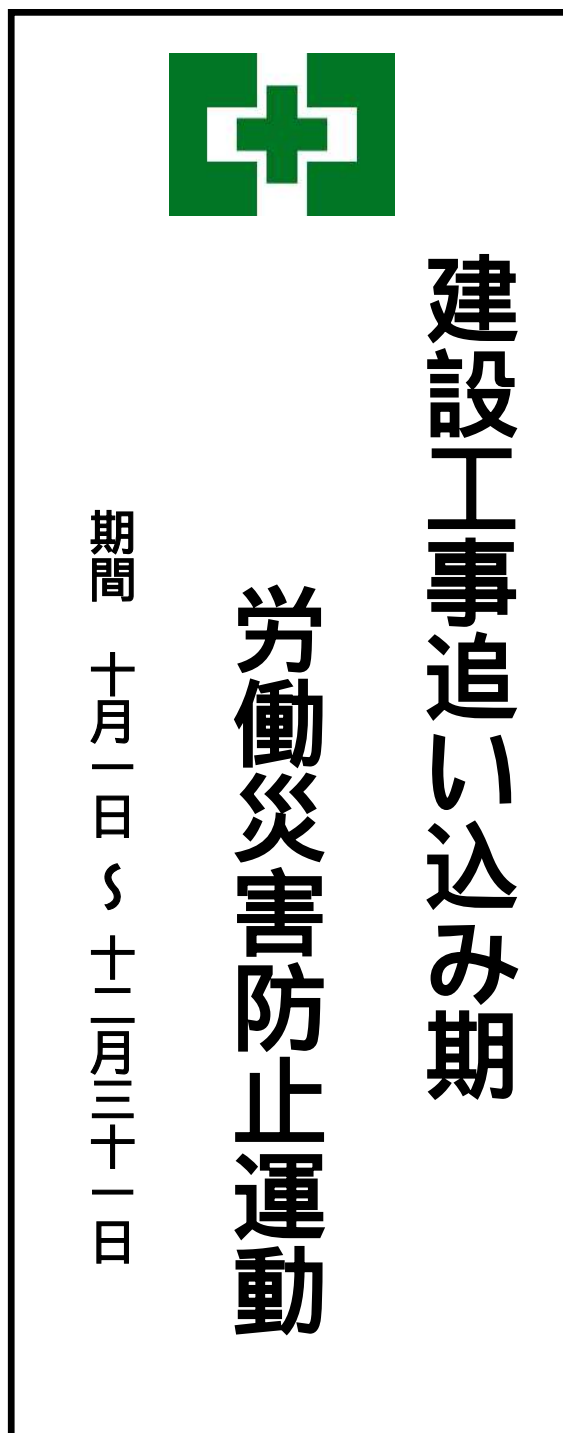
労働災害防止のため 私達はこうします!

(工事現場ごとの安全宣言を記入します。)

(社長、会社、事業場が定めた安全衛生基本方針を記入します。)

会社名
代表者
現場代理人

建設工事追い込み期労働災害防止運動 懸垂幕(又は看板)(例)



注 懸垂幕の大きさ、文字の種類は任意です



建設工事追い込み期労働災害防止運動 取組中!

(令和2年 10月1日~12月31日)

Safety First! 『安全は何よりも優先する』



安全宣言

労働災害防止のため 私達はこうします!

(工事現場ごとの安全宣言を記入します。)

(社長、会社、事業場が定めた安全衛生基本方針を記入します。)

会社名	株式会社	建設
代表者	代表取締役	
現場代理人		



建設工事追い込み期労働災害防止運動 取組中!

(令和2年10月1日~12月31日)

Safety First! 『安全は何よりも優先する』



安全宣言

記入例

労働災害防止のため 私達はこうします!

(工事現場ごとの安全宣言を記入します。)

私たちは、現場内では必ずフルハーネス型安全帯を着用し、フックを掛ける時は、指差し呼称を実践します。

(社長、会社、事業場が定めた安全衛生基本方針を記入します。)

施工現場の品質管理は労働者の安全から始まるものであり、全ての現場が無災害で竣工することを目指す。

会社名	株式会社	建設
代表者	代表取締役	
現場代理人		

事業者の皆様へ

「懸垂幕(看板)」「設置及び「安全宣言」掲示の取組実施要領

北海道労働局労働基準部安全課

1 懸垂幕(看板)

「建設工事追い込み期労働災害防止運動」の懸垂幕(又は看板等)(例)を参考にし、掲示又は設置してください。

2 安全宣言

(1)「安全宣言」には、建設店社(本社、支社等)では「安全衛生基本方針」「会社名」「代表者」の欄を記入してください。その後、各工事現場に電子媒体等で提供するようにお願いします。

(2)各工事現場では、緑色の枠内に、工事現場としての安全宣言を記入してください。その後、A3以上の大きさを印刷して、工事現場内(安全掲示板等)、現場仮囲い等に掲示してください。

(3)色は、各社・各現場で変更しても差し支えありません。

3 設置及び掲示期間は、令和2年10月1日～同年12月31日までとなります。

4 安全宣言について、追い込み期間を経過して使用する場合には、期間を削除するなど様式を修正して使用ください。

【お問い合わせ先】

北海道労働局労働基準部安全課
主任地方産業安全専門官 尾張
電話(代) 011-709-2311 内線 3551